

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町22番14号  
株式会社アイモバイル  
代表取締役社長 野口 哲也

## 第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご出席は、極力お控えいただきますようお願いいたします。当日の出席に代えて、書面によって議決権行使ができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年10月21日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年10月22日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷2丁目22番3号 渋谷東口ビル1階  
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第14期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第14期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- |       |                                                 |
|-------|-------------------------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件                                        |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件                      |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件                               |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件                            |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件                  |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件                           |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に係る報酬決定の件 |

以 上

次頁に新型コロナウイルスに関するお知らせがございますので、ご確認をお願いいたします。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.i-mobile.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と上記当社ウェブサイトに掲載しております「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」で構成されております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.i-mobile.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止について

<株主様へのお願い>

- ◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ◎ご出席される株主の皆様におかれましては、マスクのご着用をお願い申し上げます。マスクを着用されない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ◎受付前にて体温測定を行い、体調の優れない株主様には入場をお断りさせていただきます。
- ◎株主様のお席の間隔を広く取るため、ご用意できる席数が例年より減少いたします。満席となった場合、ご入場いただけない場合もございますので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

<当社の対応>

- ◎本総会につきましては、運営スタッフのマスク着用など、新型コロナウイルスに対する適切な感染防止策を実施した上で開催させていただきます。
- ◎会場入り口付近など会場各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ◎開催時間の短縮のため、事業報告の詳細な説明の省略など、例年よりも議事進行を簡潔に進めることを予定しております。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ◎例年開催しております、株主総会終了後の事業説明会は中止とさせていただきます。
- ◎株主総会へのご来場を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、ご無理をなさいませぬようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の2つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p>	 <p>郵送による議決権行使の場合</p>
<p><b>開催日時</b> 2021年10月22日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時30分）</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p>	<p><b>行使期限</b> 2021年10月21日（木曜日） 午後5時到着分まで</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p>

◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

<p>議決権行使書 ○○○御中</p> <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							<p>第1号議案、第4号議案～第7号議案 賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○ 反対の場合 ⇒ 「否」の欄に○</p>
	<p>第2号議案、第3号議案 全員賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○ 全員反対の場合 ⇒ 「否」の欄に○ ※一部の候補者に反対の場合「賛」の欄に○印をし 反対する候補者番号をご記入ください。</p>						

# 事業報告

(2020年8月1日から  
2021年7月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2020年8月1日～2021年7月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、政府による段階的な経済活動再開や各種施策の実施効果及び、ワクチン接種が開始されたことにより、個人消費及び企業収益に持ち直しの動きが見られたものの、感染再拡大を受け、まん延防止等重点措置や度重なる緊急事態宣言が発出されるなど、経済の先行きは不透明な状況となっております。

このような社会環境の中、当社グループの当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症による業績への大きな影響はないものの、今後、経済に与える影響がさらに長期化、深刻化した場合は、広告主の減少などによる国内広告市場の縮小や、個人住民税及び所得税の減少によるふるさと納税市場の縮小、さらには営業活動の制限などによって、当社グループ業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは「ひとの未来」に貢献する事業を創造し続ける」という企業ビジョンの下、「コンシューマ事業」と「インターネット広告事業」の2つのセグメントによって構成されております。コンシューマ事業の主力であるふるさと納税事業の市場については、2020年度のふるさと納税受入額は、前年度比約1.4倍の6,725億円、受入件数も前年度比約1.5倍の3,489万件<sup>\*1</sup>と増加しております。

また、ふるさと納税の控除適用者数(ふるさと納税を実際に行い住民税控除適用された人数)も前年度比約1.3倍<sup>\*1</sup>の552.4万人と増加しており、「地方創生の実現」という本来の趣旨に沿った安定した制度として広く浸透しつつあります<sup>\*2</sup>。

また、インターネット広告事業の主たる事業領域である国内インターネット広告市場における2020年のインターネット広告費は、前年比105.9%の2兆2,290億円と新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、社会のデジタル化加速が追い風となり、堅調に成長を続けております。特に、インターネット広告媒体費のうち、運用型広告費は1兆4,558億円(同109.7%)と外出自粛による生活行動の変化によってSNSやEC、動画配信サービスへの接触機会も増え、大手プラットフォームを中心とした運用型広告の需要が高まっております<sup>\*3</sup>。さらに、2021年のインターネット広告媒体費は全体で前年比107.7%、1兆8,912億円になると予測されています<sup>\*4</sup>。

このような事業環境の下、当社グループは、インターネットマーケティング企業として、祖業であるインターネット広告(アドネットワーク)事業で培ったテクノロジーとマーケティング・ノウハウを活用した高収益型事業ポートフォリオ

への転換を図り、新たな市場の開拓と成長事業分野への投資を推し進め、さらなる企業価値の向上に努めております。地域社会の活性化など社会課題を解決する機能を持つふるさと納税事業「ふるなび」においては、市場の成長期を捉え、取引自治体を増やすと共に、自治体との共創による飲食や宿泊などの体験型返礼品の企画や周辺事業を推進してまいりました。また、継続的なTVCMによる「ふるなび」ブランドの認知度向上と、精力的なプロモーション活動を展開し、ふるさと納税制度の浸透及び顧客基盤の拡大に努めてまいりました。インターネット広告事業では、重点領域であるメディアソリューション事業やアプリ運営事業などのメディア関連事業の拡大に努めました。また、大規模プラットフォームの市場支配力の拡大や、競合との競争激化により市場環境の厳しいアドネットワーク事業においても、新規顧客や海外顧客の獲得に注力すると共に、収益構造の改善を進め、安定的な収益の確保に努めてまいりました。さらに、デジタル広告市場の健全化を図る政府の動きも活発化してきており、市場の変化に対応すべく、当社グループもより効果的で適正な広告運用を行う体制の強化に努めております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、17,833,542千円（前年同期比119.7%）、営業利益は3,382,383千円（同150.6%）、経常利益は3,366,686千円（同149.8%）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,299,961千円（同133.1%）となりました。

- ※1 出典：総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果」、2021年7月30日公表
- ※2 ふるさと納税受入額等の実績は、住民税の計算期間と異なり、自治体の事業年度（4月1日～翌年3月31日）の状況を集計したものであります。当社では、2019年6月1日からふるさと納税に係る指定制度が施行されることを見越した駆け込み需要が2018年末から2019年3月末にかけて起こったことによる影響があったものと考え、2018年度から2019年度にかけての実績数値の減少は、市場自体の縮小を示すものではないと考えております。
- ※3 出典：株式会社電通「2020年日本の広告費」、2021年2月25日発表
- ※4 出典：株式会社サイバー・コミュニケーションズ/株式会社D2C/株式会社電通/株式会社電通デジタル「2020年 日本の広告費 インターネット広告媒体費 詳細分析」、2021年3月10日発表

セグメント別の業績は次のとおりです。

なお、各セグメント別の売上高は、セグメント間の内部売上高及び振替高を含む数値を記載しております。

（コンシューマ事業）

コンシューマ事業では、ふるさと納税事業「ふるなび」及び周辺事業としてトラベル事業、レストランPR事業並びにポイントサービス事業を展開しております。

主力事業であるふるさと納税事業「ふるなび」は、ふるさと納税制度の認知度向上による市場の成長に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響によるインターネット接触時間の増加やイェナカ消費、節約志向が追い風となりました。また、契約自治体数の増加や返礼品の増加、TVCMなどの新規会員獲得施策及びリピーターへの想起施策並びにYahoo! JAPANとの連携プロモーションなどが奏功したことで、会員数、寄附件数共に増加し、寄附受付金額は前年同期を大きく上回る結果となりました。さらにトラベル事業やレストランPR事業においても、飲食や宿泊を体験できる返礼品の契約自治体数を順調に拡大させております。なお、前期にネットキャッチャー事業などの不採算事業から撤退したことも、セグメント利益の改善効果をもたらしております。

これらの結果、当連結会計年度のセグメント売上高は7,846,052千円（前年同期比171.9%）、セグメント利益は1,962,015千円（同148.0%）と大幅な増収増益となりました。

#### （インターネット広告事業）

インターネット広告事業では、アドネットワーク事業、アフィリエイト事業、メディアソリューション事業、広告代理店事業（サイバーコンサルタント社）、アプリ運営事業（オーテ社）等を展開しております。インターネット広告市場では、新型コロナウイルス感染症による広告主の減少が、広告表示単価（CPM）の低下を招くなど一時的に収益への影響があったものの、市場はコロナ禍前の水準近くまでの回復をみせております。重点領域であるメディアソリューション事業では、パートナー数が堅調に推移したことで収益は拡大しており、アプリ運営事業では、広告効率が向上したことに加え、積極的な広告投資を実施したことで、新規顧客獲得が順調となり、業績は引き続き好調に推移しました。また、アドネットワーク事業では、今期より顧客に対してのトータルソリューションを提供できる組織とプロダクト体制に移行し、ターゲットとなる広告主や予算規模を見直すなど営業手法や体制を再整備し、受注案件数増加に向けて注力してまいりました。さらに、アフィリエイト事業ではインフルエンサーメディアの獲得やゲーム・ECなど、大型案件の継続的な受注が成功しており収益に貢献いたしました。一方で、個人情報保護に対する関心が高まっていることを背景に、IDFA取得制限などが実施されましたが、当社グループでは広告収益低下対策の支援サービスを新たに開始するなど、自社のノウハウを活用した事業拡大を行っております。

これらの結果、当連結会計年度のセグメント売上高は12,163,427千円（前年同期比106.1%）と増収、セグメント利益は1,420,367千円（同163.9%）と、利益率の大きい事業が貢献したことで大幅な増益となりました。

## （2）設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、45,256千円であります。その主なものは、コンシューマ事業における自社開発にかかるソフトウェアの取得14,706千円、インターネット広告事業における自社開発にかかるソフトウェアの取得

21,062千円及び本社他内装工事を中心とする有形固定資産の取得9,488千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

- (3) 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、「ひとの未来」に貢献する事業を創造し続ける」という企業ビジョンに基づき、2024年7月期をターゲットとした中期経営計画を策定し、計画達成に向けて事業に邁進しております。ふるさと納税事業を中心とするコンシューマ事業においては、ユーザーの獲得と自治体への支援活動を強化し、周辺事業を拡大してまいります。インターネット広告事業においては、競争力強化のため、広告主とメディア双方の価値を最適化・最大化するための広告効果向上を図ります。これら2つの事業領域においてアセットの最適配分と相乗効果を最大限に発揮し、さらにはアプリ運営や海外市場など新しい成長事業を推進することで企業価値を高めてまいります。

今後の更なる事業拡大及び、企業価値の向上を持続するため、以下を課題として認識し、取り組む所存であります。

① 新規ユーザーの獲得とユーザーエンゲージメントの強化

当社グループの持続的な成長のためには、当社グループ及び当社グループのサービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのために、積極的な広告宣伝活動及び、当社グループサービス間の誘導施策を継続的に行ってまいります。また、既存ユーザーのニーズを汲み取り、サービス品質を高め続けると共に、顧客満足度の高い周辺サービスを開発することで、エンゲージ

ジメントをより強化し、長期的に当社グループのサービスをご利用していただけるよう努めてまいります。

② 広告配信性能の向上

インターネット広告事業は、競合環境及び事業環境の変化等により、広告配信性能の競争優位性を確保することが必要不可欠であると認識しております。当社グループでは、統計処理及び機械学習等における広告配信技術を高め、豊富なユーザーデータを基に効率の良い広告配信枠の買付を実施し、より競争力ある広告配信サービスの提供を図ってまいります。

③ 新規事業の創出による事業ポートフォリオの拡大

当社グループが継続的な成長を実現するための戦略として、既存事業の成長を図る施策のみならず、新規の周辺事業の開発とサービス間のユーザーの誘導施策並びに、様々な新規事業に取り組み続けることが重要であると考えております。ユーザーセグメントの異なる事業を組み合わせたポートフォリオ戦略によって、ビジネスモデルを多様化して将来にわたる収益の持続的な成長に繋げてまいります。

④ 事業提携、企業買収への積極的な取り組み

今後の更なる収益基盤の安定化及び、持続的な成長を図るためには、次の成長を担う新規事業の創出及び拡大により、収益源の多様化を実現することが必要不可欠であると考えております。そのためには、自社による開発のみならず、事業提携やM&A等により新たな事業・サービスへの投資を実行することで、成長への挑戦を継続してまいります。

⑤ 開発体制の強化

当社グループを取り巻く事業環境は、技術革新及び市場の変化のスピードが速く、日々新たな対応が求められる環境にあります。このような環境の中、更なる事業拡大のため、技術領域への投資、品質の高い開発手法の導入及び人工知能技術などの研究を一層加速させ、機動的で競争力重視のサービス開発体制の整備を図ってまいります。

また、当社グループの事業はウェブ上で運営されていることから、システムを安定的に稼働させ、問題の発生時には迅速な解決が求められていると認識しております。快適な状態でユーザーにサービスを提供するために、システムを安定的に稼働させるための技術の開発及び、人員確保等に努めてまいります。

⑥ 優秀な人材の育成と確保

当社グループの今後の更なる成長のためには、社員全員が企業理念や経営方針を深く理解し、体現していくことが必要不可欠であると考えております。



そのためには人材を育成するための教育体制の整備を図り、社員全員の意識と能力の底上げを進めると共に、社員が働きやすい環境の構築に努めてまいります。また、組織の規模拡大による機動性の低下等の発生を防ぐため、事業展開に応じた組織体制の整備と適切な人員配置により、効率化と意思決定の機動性確保を図ってまいります。

⑦ 新型コロナウイルス感染症への対応

当社グループの属するインターネット関連業界は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を即時的かつ直接的に受けづらい業界であり、当社グループにおきましても、リモートワークの環境整備などが奏功し、業務に支障はなく、現時点で事業及び業績に大きな影響を及ぼす事項はございません。しかしながら、今後の感染拡大の状況によっては、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第11期 2018年7月期	第12期 2019年7月期	第13期 2020年7月期	第14期 (当連結会計年度) 2021年7月期
売 上 高	17,981,446 千円	21,138,951 千円	14,901,589 千円	17,833,542 千円
経 常 利 益	2,095,363 千円	3,149,944 千円	2,248,091 千円	3,366,686 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,165,641 千円	1,367,614 千円	1,727,854 千円	2,299,961 千円
1株当たり当期純利益	55.06 円	57.34 円	76.66 円	107.39 円
総 資 産	15,465,875 千円	16,911,421 千円	15,359,065 千円	18,992,553 千円
純 資 産	12,040,255 千円	13,145,990 千円	13,222,836 千円	14,720,129 千円
1株当たり純資産	554.77 円	542.17 円	607.12 円	683.85 円

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第11期 2018年7月期	第12期 2019年7月期	第13期 2020年7月期	第14期 (当事業年度) 2021年7月期
売 上 高	12,735,692 千円	16,905,441 千円	12,833,982 千円	15,757,132 千円
経 常 利 益	2,218,415 千円	2,869,429 千円	2,105,223 千円	2,798,782 千円
当 期 純 利 益	1,445,011 千円	1,212,774 千円	1,538,993 千円	1,884,767 千円
1株当たり当期純利益	68.25 円	50.84 円	68.28 円	88.00 円
総 資 産	14,314,038 千円	16,225,691 千円	14,964,797 千円	18,052,561 千円
純 資 産	11,894,671 千円	12,935,725 千円	12,994,893 千円	14,076,991 千円
1株当たり純資産	561.74 円	541.91 円	596.65 円	653.94 円

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社サイバーコンサルタント	30,000 千円	100.0 %	インターネット広告事業
オーテ株式会社	2,500 千円	100.0 %	インターネット広告事業

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 株式会社オープンキャリアは、清算終了により、連結の範囲から除外しております。

(11) 主要な事業内容

2021年7月31日現在

事業	事業内容
コンシューマ事業	ふるさと納税事業、トラベル事業、レストランPR事業、ポイントサービス事業等
インターネット広告事業	アドネットワーク事業、アフィリエイト事業、メディアソリューション事業、広告代理店事業、アプリ運営事業等

(12) 主要な事業所

① 当社

本社 東京本社 東京都渋谷区  
営業所 関西支社 大阪府大阪市北区

② 子会社等

国内 東京都渋谷区

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

2021年7月31日現在

従業員数	前連結会計年度末比増減
204 (一) 名	20 (一) 名減

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、( ) 内に外数で記載しております。  
2. 臨時雇用者数はアルバイト等を含み、派遣社員を除いています。

② 当社の従業員の状況

2021年7月31日現在

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
197 (一) 名	18 (一) 名減	32.46歳	4.74年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(アルバイト等を含み、派遣社員を除く。)は、臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 87,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 21,848,196株（自己株式345,050株を含む）  
 (3) 株主数 11,772名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 テ イ ー ネ ッ ト	4,160 千株	19.35 %
株 式 会 社 ア ジ ル テ ッ ク	4,000 千株	18.60 %
田 中 俊 彦	2,433 千株	11.32 %
野 口 哲 也	2,320 千株	10.79 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	593 千株	2.76 %
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	175 千株	0.81 %
DBS BANK LTD. 700152	163 千株	0.76 %
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	153 千株	0.71 %
BBH BOSTON CUSTODIAN FOR JAPAN EQUITY PREMIUM FUND OF CREDIT SUISSE UNIVER620373	127 千株	0.59 %
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKDP AIF CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT	125 千株	0.58 %

(注) 発行済株式総数に対する持株数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。  
 上記のほか、自己株式345,050株を保有しております。  
 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

#### ① 新株予約権の行使

当連結会計年度における新株予約権の行使により、発行済株式総数が68,430株、資本金が11,427千円、資本準備金が11,427千円増加しております。

#### ② 自己株式の取得

2020年10月21日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式 650,000株
取得価格の総額	986,712千円
取得した期間	2020年10月23日～2020年11月27日

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第2回無償新株予約権	第3回無償新株予約権	第4回無償新株予約権
決議年月日	2015年7月15日	2015年12月7日	2021年4月26日
新株予約権の数	270個	291個	150個
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
保有者数の区分及び人数(名)	当社取締役 1	当社取締役 2	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 8,100株	普通株式 29,100株	普通株式 15,000株
新株予約権の行使時の払込金額	334円	1,128円	1,482円
新株予約権の行使期間	自 2017年8月1日 至 2024年7月31日	自 2018年1月2日 至 2024年12月31日	自 2023年4月27日 至 2031年4月26日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。	(注)

(注) ① 新株予約権者は権利行使期間中、以下に定める各期間における個数を限度として、新株予約権を行使することができる。

2023年4月27日～2024年4月26日： 付与された個数の1/3

2024年4月27日～2025年4月26日： 付与された個数の2/3

2025年4月27日～2031年4月26日： 付与された個数の全て

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又はその他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第4回無償新株予約権
決議年月日		2021年4月26日
新株予約権の数		1,150個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 115,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権行使時の払込金額		新株予約権1個あたり148,200円 (1株あたり1,482円)
新株予約権の行使期間		自 2023年4月27日 至 2031年4月26日
新株予約権の行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 100,000株 交付者数 13名
	子 会 社 の 役 員	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 15,000株 交付者数 1名

(注) ① 新株予約権者は権利行使期間中、以下に定める各期間における個数を限度として、新株予約権を行使することができる。

2023年4月27日～2024年4月26日： 付与された個数の1/3

2024年4月27日～2025年4月26日： 付与された個数の2/3

2025年4月27日～2031年4月26日： 付与された個数の全て

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又はその他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

	第1回有償新株予約権
決議年月日	2021年4月26日
新株予約権の数	2,050個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 205,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり800円
新株予約権行使時の払込金額	新株予約権1個あたり130,500円 (1株あたり1,305円)
新株予約権の行使期間	自 2022年7月期決算確定日 至 2027年5月13日
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) ① 新株予約権者は2022年7月期から2025年7月期までの4事業年度(以下、「判定期間」という。)のいずれかにおいて、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書)に記載された営業利益が下記に掲げる水準を満たすことを条件として、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合(以下、「権利行使可能割合」という。)を限度として、本新株予約権を行使することができる。但し、本件新株予約権を行使することができる時期及び個数には下記②で定める条件を設けるものとする。

- (a) 判定期間のいずれかの事業年度における営業利益が42億円を超過した場合  
権利行使可能割合30%
- (b) 判定期間のいずれかの事業年度における営業利益が45億円を超過した場合  
権利行使可能割合100%

本号に定める営業利益の判定は、以下に定めるとおりとする。有価証券報告書における監査済の連結損益計算書記載の金額を基準とする。

営業利益の額について、合併、株式譲渡、新株の発行、株式交換、株式移転及び会社分割等(本新株予約権の発行決議日以降に生じたものに限る。以下「合併等」という。)に起因した増加と取締役会が認める場合には、連結損益計算書記載の営業利益の額から合併等に起因した営業利益の増加分を控除する。

- ② 新株予約権者は上記①(a)又は(b)に定める条件を達成した場合、当該条件達成事業年度の翌事業年度以降においては以下に定められた割合の個数を限度として本新株予約権を行使することができる。

- (イ) 上記①(a)に定める条件を達成した場合
  - ・条件を達成した事業年度の翌事業年度：付与された個数の15%
  - ・条件を達成した事業年度の翌2事業年度：付与された個数の30%
- (ロ) 上記①(b)に定める条件を達成した場合
  - ・条件を達成した事業年度の翌事業年度：付与された個数の50%
  - ・条件を達成した事業年度の翌2事業年度：付与された個数の全部

なお、上記①(a)及び(b)に定める条件が段階的に達成された場合は、上記(ロ)のうち、条件を達成した事業年度の翌事業年度に行使可能な新株予約権の個数を「付与された個数の35%」に読み替えた上で、各条件の達成毎に行使可能となる本新株予約権の個数を合算した個数を限度として本新株予約権を行使することができる。

- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。



#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	田 中 俊 彦	代表プロジェクト本部本部長
代表取締役社長	野 口 哲 也	
取 締 役	溝 田 吉 倫	アドプラットフォーム事業本部本部長
取 締 役	富 重 眞 栄	コーポレート統括本部管掌 株式会社アルゴリズム 取締役
取 締 役	田 中 邦 裕	さくらインターネット株式会社 代表取締役社長、最高 経営責任者 株式会社田中邦裕事務所 代表取締役社長 株式会社i-plug 社外取締役 株式会社ABEJA 社外取締役
取 締 役	嶋 聡	株式会社ミクシィ 社外取締役 株式会社オークファン 社外取締役 株式会社ネオキャリア 社外取締役 株式会社アウトソーシングテクノロジー 社外取締役 ハンファソリューションズ株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	轟 幸 夫	株式会社ジーニー 社外取締役（監査等委員） 株式会社サイバーコンサルタント 監査役 オーテ株式会社 監査役
監 査 役	石 本 忠 次	メンターキャピタル税理士法人 代表社員 株式会社メンターキャピタルFAS 代表取締役 ユナイテッド株式会社 社外取締役 ビジョナル株式会社 社外取締役（監査等委員） サンブリッジ株式会社 社外監査役
監 査 役	高 木 明	高木公認会計士事務所 所長 株式会社ストラディア 代表取締役 ビットバンク株式会社 社外監査役 株式会社REXEV 社外監査役 エルピクセル株式会社 社外監査役 アビックス株式会社 社外取締役 プレイライフ株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役田中邦裕氏及び嶋聡氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役轟幸夫氏、石本忠次氏及び高木明氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役轟幸夫氏及び監査役石本忠次氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 監査役高木明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
5. 当社は、取締役田中邦裕氏、嶋聡氏、監査役轟幸夫氏、石本忠次氏及び高木明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約ではその被保険者が業務の遂行に起因して損害賠償請求をなされた場合に被保険者個人が被る損害及び当社に生じる一定の費用等を填補するもので、その保険料は全額当社が負担しております。

なお、次回更新時も同内容で更新する予定です。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	194,802 (12,000)	194,076 (12,000)	— (—)	726 (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	17,800 (17,800)	17,800 (17,800)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	212,602 (29,800)	211,876 (29,800)	— (—)	726 (—)	9 (5)

(注) 1. 2011年6月7日の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額400,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。また、2017年10月27日の定時株主総会において、別枠でストックオプションとしての報酬限度額は年額80,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

2. 2015年1月20日の臨時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

## (5) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

### ①報酬の内容に関する基本方針

当社は、当社の取締役の報酬を、優秀な人材の確保及び当社の企業価値の向上と持続的成長に向けた業務遂行のインセンティブとして十分に機能するようにすることを基本方針として決定しております。個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを原則とし、報酬は、金銭報酬として

の「基本報酬」、非金銭報酬としての「ストックオプション等の株式報酬」により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払います。

## ②取締役の個人別の報酬の決定に関する方針

### (a) 基本報酬方針

2011年6月7日開催の株主総会で取締役報酬の総額を年400,000千円以内と決定済みであり、同業他社等との比較、利用可能な外部専門機関による経営者報酬の調査データなどを踏まえた上で、個々の職務と責任に応じた額とする。

### (b) 金銭報酬として基本報酬

取締役の個人別の基本報酬額については取締役会で代表取締役社長に一任することを決議した上で決定する。なお、当事業年度においては、2020年10月23日の取締役会決議に基づき代表取締役社長である野口哲也に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を一任することを決定済みである。その権限の内容は、各取締役の基本報酬額の決定であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行う必要があり、社業全般に精通している代表取締役社長が最も適任と考えられるためである。

代表取締役社長は、各取締役の役位、業務内容や職責（常勤・非常勤の別、業務執行の有無、管掌範囲等）、在任年数等に基づき、優秀な人材の確保が可能な金額であることを前提に、目標に対する成果評価を勘案して、各取締役の基本報酬の支給額を決定する。なお、基本報酬は、年額を月額均等割りの固定金銭報酬とする。

### (c) 非金銭報酬としてストックオプション等の株式報酬

2011年6月7日開催の株主総会、2017年10月27日開催の株主総会及び取締役会の決議に基づき各取締役に対する付与の有無、付与数を決定済みであり、当社の取締役には、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、ストックオプション等（株式報酬）を支給する。その額は固定報酬とのバランスを取りながら、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準、既に所有済の株式数等をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役個人への割当額を決定する。

(6) 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	主な活動状況
取 締 役	田 中 邦 裕	さくらインターネット株式会社 代表取締役社長、最高経営責任者 株式会社田中邦裕事務所 代表取締役社長 株式会社i-plug 社外取締役 株式会社ABEJA 社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べており、コーポレートガバナンス体制強化の役割を適切に果たしております。
取 締 役	嶋 聡	株式会社ミグシィ 社外取締役 株式会社オークファン 社外取締役 株式会社ネオキャリア 社外取締役 株式会社アウトソーシングテクノロジー 社外取締役 ハンファソリューションズ株式会社 社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べており、コーポレートガバナンス体制強化の役割を適切に果たしております。
常勤監査役	轟 幸 夫	株式会社ジーニー 社外取締役（監査等委員） 株式会社サイバーコンサルタント 監査役 オーテ株式会社 監査役	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回、また監査役会には、15回中15回出席し、インターネット広告業界における他社監査役の経験と税理士としての専門的な見地から、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	石 本 忠 次	メンターキャピタル税理士法人 代表社員 株式会社メンターキャピタルFAS 代表取締役 ユナイテッド株式会社 社外取締役 ビジョナル株式会社 社外取締役（監査等委員） サンブリッジ株式会社 社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回、また監査役会には15回中15回出席し、主に税理士としての専門的な見地から、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	高 木 明	高木公認会計士事務所 所長 株式会社ストラディア 代表取締役 ビットバンク株式会社 社外監査役 株式会社REXEV 社外監査役 エルピクセル株式会社 社外監査役 アピックス株式会社 社外取締役 ブレイライブ株式会社 社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回、また監査役会には15回中15回出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から、適宜必要な発言を行っております。

(注) 株式会社サイバーコンサルタント、オーテ株式会社は、当社連結子会社であります。上記兼職先のうち、同社以外の会社につきましては、当社との間に特別な利害関係はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である株式の売出しに係るコンフォートレター作成業務や、「収益認識に関する会計基準」への対応に関する助言・指導業務についての対価を支払っています。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、当社監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するため、行動指針を制定し、全社に周知・徹底しております。
  - (b) 当社は、法令違反等その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置しております。
  - (c) 代表取締役社長は、内部監査担当を指名し、定期的に内部監査を実施し、職務の執行が法令、定款及び社内規程に準拠して行われるかを検証しております。
  - (d) 監査役は、法令に定める権限を行使し、取締役の職務執行を監査しております。
  - (e) 当社は、役員及び使用人の服務規程、法令等違反の行為については、就業規則に基づき適正に処分いたします。
  - (f) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用いたします。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
  - (g) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には、断固としてこれを拒絶いたします。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、「文書管理規程」等の社内規程を整備し、法令等に従い適切に保存及び管理いたします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会が事業遂行に関わるリスクについて、適切に識別し、管理するために必要な措置を講じます。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 定例取締役会を毎月 1 回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。

- (b) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに基づき業務を分担しております。
- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社主管部署と協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告します。
- (b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、当社グループのリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議します。
- (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、承認します。また、子会社ごとに当社役員との進捗会議を定期的に開催して業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について意見交換や情報交換を行います。
- (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
子会社のコンプライアンス体制の充実を図るため、当社の内部監査担当は子会社のリスク管理体制を監視するとともに、適正な取引や会計処理を確保するため十分な情報交換、視聴を行っております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役が求めた場合には、代表取締役社長は監査役の職務を補助すべき使用人を速やかに設置するものとする。
- (7) (6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
(6)の使用人は、監査役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及びその他の使用人等の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の任命、人事異動、懲戒及び人事評価については監査役の同意を必要とする。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。
  - (b) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告いたします。
  - (c) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告いたします。
- (9) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる体制を整備し、また、当社の監査役は必要に応じて子会社の取締役、監査役及び使用人に対して、報告を求めることができるものとする。
- (10) 不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役へ報告した当社又は子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護します。
- (11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が職務を執行する上で、必要な費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払います。
- (12) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保いたします。
  - (b) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
  - (c) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。
  - (d) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。



(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、「業務の適正を確保するための体制」に基づき、社内体制を整備するとともに、適正な運用に努めております。当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の適正及び効率性の確保に関する事項

当事業年度において、取締役会を17回開催し、重要な意思決定、職務執行の状況報告等について活発な意見交換が行われ、監督がなされており、実効性が確保されております。

(2) コンプライアンスに関する事項

当社は、役職員に対して、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施することにより、意識向上に取り組んでおります。また、内部通報窓口を設置して、問題の早期発見、早期解決に取り組んでおります。

(3) リスク管理に関する事項

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会が事業遂行に関わるリスクについて整備を行うとともに、活動状況に関し、適宜取締役会に対して報告を行っております。

(4) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」に基づいて、子会社の状況について当社に報告される体制としており、コンプライアンスの管理及びリスク管理をグループ全体に浸透させ、コーポレート・ガバナンスの実効を図っております。

(5) 監査役監査に関する事項

常勤監査役は、取締役会のほか、各委員会等に出席し、必要に応じ適宜意見を述べております。また、会計監査人及び内部監査担当と定期的に情報交換を行っており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財政及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業基盤の維持及び持続的な成長のための原資を確保しつつ、業績の推移や財務状況、内部留保等を総合的に勘案した上で総還元による株主還元の実施を基本方針としております。

なお、当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回としておりますが、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は7月31日、中間配当は1月31日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けており、配当の決定機関は、取締役会であります。

また、当事業年度の剰余金の配当につきましては、2021年7月31日を基準日として1株当たり100円（普通配当30円及び記念配当70円）の配当を実施することを2021年9月8日開催の取締役会において決議しておりますので、当事業年度の年間配当は1株当たり100円となります。

その他、自己株式の取得につきましては、当社の財務状況等を勘案し、適宜、適切な検討を行ってまいります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2021年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>17,627,072</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,208,597</b>
現金及び預金	15,422,020	買掛金	1,177,715
売掛金	1,626,962	未払金	491,388
その他	582,521	未払法人税等	1,000,599
貸倒引当金	△4,432	預り金	430,918
<b>固定資産</b>	<b>1,365,480</b>	賞与引当金	74,732
<b>有形固定資産</b>	<b>150,336</b>	販売促進引当金	561,243
建物	106,146	ポイント引当金	1,967
工具器具備品	33,816	その他	470,031
その他	10,373	<b>固定負債</b>	<b>63,826</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>370,555</b>	資産除去債務	63,826
ソフトウェア	84,272	<b>負債合計</b>	<b>4,272,423</b>
のれん	215,534	<b>(純資産の部)</b>	
その他	70,747	<b>株主資本</b>	<b>14,712,096</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>844,588</b>	資本金	152,082
投資有価証券	383,896	資本剰余金	1,661,424
繰延税金資産	314,809	利益剰余金	13,422,310
その他	205,915	自己株式	△523,720
貸倒引当金	△60,032	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△7,129</b>
		その他有価証券評価差額金	△7,129
		<b>新株予約権</b>	<b>15,162</b>
<b>資産合計</b>	<b>18,992,553</b>	<b>純資産合計</b>	<b>14,720,129</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>18,992,553</b>

# 連結損益計算書

(2020年8月1日から  
2021年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		17,833,542
売上原価		6,196,963
売上総利益		11,636,579
販売費及び一般管理費		8,254,195
営業利益		3,382,383
営業外収益		
受取利息	375	
受取配当金	1,549	
為替差益	8,291	
助成金収入	969	
出資金評価益	7,261	
受取給付金	3,602	
その他	4,630	26,680
営業外費用		
投資有価証券評価損	3,034	
支払手数料	986	
寄附金	26,000	
株式売却関連費用	12,250	
その他	106	42,377
経常利益		3,366,686
特別損失		
投資有価証券評価損	48,877	
その他	0	48,878
税金等調整前当期純利益		3,317,808
法人税、住民税及び事業税	1,188,231	
法人税等調整額	△170,385	1,017,846
当期純利益		2,299,961
親会社株主に帰属する当期純利益		2,299,961

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年8月1日から  
2021年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	140,654	1,967,782	11,122,348	—	13,230,785
当期変動額					
新株の発行	11,427	11,427	—	—	22,855
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	2,299,961	—	2,299,961
自己株式の取得	—	—	—	△986,712	△986,712
自己株式の処分	—	△317,785	—	462,991	145,205
連結範囲の変動に伴う利益剰余金の増加額	—	—	0	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	11,427	△306,358	2,299,961	△523,720	1,481,310
当期末残高	152,082	1,661,424	13,422,310	△523,720	14,712,096

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△7,948	△7,948	—	13,222,836
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	22,855
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	2,299,961
自己株式の取得	—	—	—	△986,712
自己株式の処分	—	—	—	145,205
連結範囲の変動に伴う利益剰余金の増加額	—	—	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	819	819	15,162	15,982
当期変動額合計	819	819	15,162	1,497,292
当期末残高	△7,129	△7,129	15,162	14,720,129

# 貸借対照表

(2021年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>16,335,178</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,904,288</b>
現金及び預金	14,368,137	買掛金	1,143,270
売掛金	1,407,279	未払金	450,516
前払費用	534,855	未払費用	75,110
その他	28,267	未払法人税等	787,873
貸倒引当金	△3,361	前受金	16,872
<b>固定資産</b>	<b>1,717,382</b>	預り金	430,367
<b>有形固定資産</b>	<b>147,988</b>	賞与引当金	74,732
建物	103,998	販売促進引当金	561,243
機械及び装置	8,373	ポイント引当金	1,967
工具器具備品	33,616	その他	362,333
土地	2,000	<b>固定負債</b>	<b>71,281</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>155,020</b>	資産除去債務	63,826
特許権	46,250	その他	7,455
ソフトウェア	84,272	<b>負債合計</b>	<b>3,975,569</b>
その他	24,497	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,414,373</b>	<b>株主資本</b>	<b>14,068,958</b>
投資有価証券	294,620	資本金	152,082
関係会社株式	603,406	資本剰余金	1,661,550
出資金	86,275	資本準備金	74,082
破産更生債権等	63,980	その他資本剰余金	1,587,468
繰延税金資産	290,217	<b>利益剰余金</b>	<b>12,779,045</b>
その他	135,905	その他利益剰余金	12,779,045
貸倒引当金	△60,032	特別償却準備金	3,109
		繰越利益剰余金	12,775,935
		<b>自己株式</b>	<b>△523,720</b>
		評価・換算差額等	△7,129
		その他有価証券評価差額金	△7,129
		<b>新株予約権</b>	<b>15,162</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>14,076,991</b>
<b>資産合計</b>	<b>18,052,561</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>18,052,561</b>

# 損 益 計 算 書

(2020年8月1日から  
2021年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,757,132
売 上 原 価		5,586,941
売 上 総 利 益		10,170,191
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,445,451
営 業 利 益		2,724,740
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,904	
受 取 配 当 金	1,549	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	101,100	
そ の 他	11,806	116,359
営 業 外 費 用		
寄 附 金	26,000	
株 式 売 出 関 連 費 用	12,250	
そ の 他	4,066	42,317
経 常 利 益		2,798,782
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	48,877	
債 権 放 棄 損	83,809	
そ の 他	1,012	133,700
税 引 前 当 期 純 利 益		2,665,082
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	935,862	
法 人 税 等 調 整 額	△155,547	780,314
当 期 純 利 益		1,884,767

# 株主資本等変動計算書

(2020年8月1日から  
2021年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					特別償却準備金	繰越利益剰余金	
当期首残高	140,654	62,654	1,905,253	1,967,908	6,143	10,888,134	10,894,278
当期変動額							
新株の発行	11,427	11,427	—	11,427	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	1,884,767	1,884,767
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△317,785	△317,785	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	△3,033	3,033	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	11,427	11,427	△317,785	△306,358	△3,033	1,887,801	1,884,767
当期末残高	152,082	74,082	1,587,468	1,661,550	3,109	12,775,935	12,779,045

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	—	13,002,842	△7,948	△7,948	—	12,994,893
当期変動額						
新株の発行	—	22,855	—	—	—	22,855
当期純利益	—	1,884,767	—	—	—	1,884,767
自己株式の取得	△986,712	△986,712	—	—	—	△986,712
自己株式の処分	462,991	145,205	—	—	—	145,205
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	819	819	15,162	15,982
当期変動額合計	△523,720	1,066,116	819	819	15,162	1,082,098
当期末残高	△523,720	14,068,958	△7,129	△7,129	15,162	14,076,991



独立監査人の監査報告書

2021年9月17日

株式会社アイモバイル  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中川正行

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山太一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイモバイルの2020年8月1日から2021年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイモバイル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年9月17日

株式会社アイモバイル  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中川正行

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山太一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイモバイルの2020年8月1日から2021年7月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年8月1日から2021年7月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、回答を得ました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、回答を得ました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、回答を得ました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年9月21日

株式会社アイモバイル 監査役会  
 常 勤 監 査 役 轟 幸 夫 ㊟  
 (社外監査役)  
 社 外 監 査 役 石 本 忠 次 ㊟  
 社 外 監 査 役 高 木 明 ㊟  
 以 上

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実及び業務執行における意思決定のさらなる迅速化を目的として、監査等委員会設置会社への移行を実施いたしたく存じます。つきましては、当社定款において、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 上記のほか、会社法改正に伴う株主総会資料の電子提供の規定の追加、意思決定の迅速化を目的とする会社法第399条の13第6項に基づく重要な業務執行の決定の委任に関する規定の追加及び配当金の利息の取り扱いについての規定の追加を行うものであります。

### 2. 変更の内容

定款変更案の内容は以下のとおりであります。

現行定款	変更案
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u>
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会資料の電子提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。</u></p>
<p>(員 数)</p> <p>第17条 <u>当社の取締役は、7名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(員 数)</p> <p>第17条 <u>当社の監査等委員でない取締役は、7名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</u></p> <p>③ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>④ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>⑤ <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>⑥ <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>



現行定款	変更案
<p>(任 期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(任 期) 第19条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長及び取締役社長各1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 (略) (新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 (略) ③ <u>前2項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第24条 (略)</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第25条 (略)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (略)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(員数)</p> <p>第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会の決議において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第29条 監査等委員会の招集通知は会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)  <u>第33条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)  <u>第34条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。  ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(事業年度)  <u>第35条</u> (略)</p>	<p>(事業年度)  <u>第31条</u> (略)</p>
<p>(剰余金の配当等の決定機関)  <u>第36条</u> (略)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)  <u>第32条</u> (略)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)  <u>第37条</u> (略)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)  <u>第33条</u> (略)</p>
<p>(配当金の除斥期間)  <u>第38条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。  (新設)</p>	<p>(配当金の除斥期間)  <u>第34条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。  ② <u>未払の配当金に利息はつけないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(附則)  <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 現行定款第14条の削除及び変更定款第14条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但書に定める<u>施行の日（以下、「施行日」という）から効力を生じるものとする。</u></p> <p>② 前項の規定に関わらず、<u>施行日から6月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第14条がなお効力を有する。</u></p> <p>③ 本条は、<u>施行日から6月を経過した日又は前項の株主総会の日から3月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</u></p>
(新設)	<p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第14期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	たなかとしひこ 田中俊彦 (1979年2月5日生)	2000年4月 カルビー株式会社入社 2001年2月 株式会社オービーエム入社 2001年9月 株式会社エムスタ入社 2002年9月 アドデジタル株式会社入社 2006年1月 株式会社サイバーコンサルタント設立 同社代表取締役社長 2007年8月 当社設立 当社代表取締役社長 2017年10月 当社代表取締役会長（現任） 2018年8月 代表プロジェクト本部 本部長（現任）	2,433,400株
2	のぐちてつや 野口哲也 (1974年4月14日生)	1999年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2004年7月 アーサー・D・リトル・ジャパン株式会社入社 2007年8月 当社取締役 2017年10月 当社代表取締役社長（現任）	2,320,100株
3	みぞたよしりのり 溝田吉倫 (1980年10月21日生)	2003年10月 株式会社レオパール入社 2005年8月 株式会社グローバル住販入社 2009年3月 当社入社 2013年8月 当社アドネットワーク事業部本部長 当社執行役員 2015年1月 当社取締役 2015年8月 当社アドプラットフォーム事業部本部長（現任） 2015年10月 当社代表取締役副社長 2017年10月 当社取締役副社長 2018年10月 当社取締役（現任） 2019年8月 オーテ株式会社取締役	23,900株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	ふみ た やす ひろ 文 田 康 博 (1969年11月2日生)	1994年5月 ジャスフオート株式会社入社 (現 株式 会社キタムラ) 2008年1月 株式会社ブロードリーフ入社 2014年8月 株式会社オークローンマーケティング入 社 2019年9月 当社入社 当社経営企画部部長 2020年7月 当社執行役員 コーポレート本部 副本部長 兼 経営企画部部長 2021年2月 当社執行役員 コーポレート統括本部 本部長 兼 経営企画部部長 (現任)	—
5	た なか くに ひろ 田 中 邦 裕 (1978年1月14日生)	1998年4月 株式会社インフォレスト設立 同社代表取締役 1999年8月 さくらインターネット株式会社設立 同社代表取締役社長 2000年12月 同社代表取締役副社長 2004年6月 同社取締役最高執行責任者 2007年11月 同社代表取締役社長 兼 最高経営責任者 2008年6月 同社代表取締役社長 (現任) 2009年8月 株式会社田中邦裕事務所設立 同社代表取締役社長 (現任) 2010年7月 さくらインターネット株式会社内部監査 室室長 2010年11月 同社新規事業室室長 2011年5月 同社開発部部長 2011年10月 同社企画部部長 2014年4月 同社人事部部長 2014年7月 同社インターネットサービス事業部部長 2015年4月 株式会社Joe'sクラウドコンピューティン グ代表取締役社長 兼 最高経営責任者 2015年7月 さくらインターネット株式会社最高経営 責任者 (現任) 2016年10月 当社社外取締役 (現任) 2018年4月 株式会社Joe'sクラウドコンピューティン グ取締役 2019年6月 株式会社i-plus社外取締役 (現任) 2019年12月 株式会社ABEJA社外取締役 (現任)	6,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	しま きよし 嶋 聡 (1958年4月25日生)	<p>1986年4月 財団法人松下政経塾（現：公益財団法人松下政経塾） 卒塾</p> <p>1994年4月 同法人東京政経塾代表</p> <p>1996年10月 衆議院議員 当選 以後3期連続当選</p> <p>2005年11月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）社長室長</p> <p>2014年4月 同社 顧問</p> <p>2014年4月 ソフトバンクモバイル株式会社（現ソフトバンク株式会社）特別顧問</p> <p>2015年4月 多摩大学客員教授</p> <p>2017年4月 株式会社みんれび（現 株式会社よりそ）社外取締役</p> <p>2017年6月 株式会社ボルテックス社外取締役</p> <p>2017年6月 株式会社ミクシィ社外取締役（現任）</p> <p>2017年12月 株式会社オークファン社外取締役（現任）</p> <p>2018年10月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2018年12月 株式会社ネオキャリア社外取締役（現任）</p> <p>2019年8月 株式会社アウトソーシングテクノロジー社外取締役（現任）</p> <p>2020年3月 ハンファソリューションズ株式会社社外取締役（現任）</p>	3,500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役を除く各候補者の選任理由は次のとおりであります。
- ①取締役候補者田中俊彦氏は、共同創業者として2007年8月に当社代表取締役に就任以来、企業価値向上をめざし強いリーダーシップを発揮し、複数の事業の収益化を果たすなど、成長の基盤づくりに尽力してまいりました。今後も豊富な経験を活かし、新たな成長事業を創出すると共に、経営幹部の育成など、創業者精神の涵養を通じて、当社の持続的な企業価値の向上をめざすにあたり適切な人材であると期待しております。
  - ②取締役候補者野口哲也氏は、共同創業者として当社を創業し、主に技術面において専門性の高い知識と経験により当社の成長に寄与してまいりました。2017年10月に当社代表取締役社長に就任した後は、事業、管理面においてもその豊富な見識と優れた手腕により成長を牽引してまいりました。今後もビジネスモデルの変革、成長戦略など当社の持続的な企業価値の向上をめざすにあたり適切な人材であると期待しております。
  - ③取締役候補者溝田吉倫氏は、入社以来、事業に関する豊富な業務経験と専門知識を有し、当社のアドネットワーク事業を牽引し、2015年1月からは事業部門担当役員として事業領域の拡大や収益構造の変革を推進するなど、当社の成長を支えてまいりました。専門性の高い事業に対する見識と実績に裏付けされたノウハウを有しており、今後も当社の企業価値の向上をめざすにあたり適切な人材であると期待しております。
  - ④取締役候補者文田康博氏は、上場企業の経営企画部長や事業戦略部長などを歴任し、経営戦略や事業戦略立案経験が豊富であります。入社以来、豊富な業務経験を活かした財務戦略や経営計画の策定、IR等に携わり、当社の成長戦略を牽引してまいりました。2020年7月には当社執行役員に就任し、コーポレート体制強化を推進することで当社の成長を支えてまいりました。同氏は公共政策にも精通しており、幅広い職務経験と知見は、今後も当社の成長戦略の推進及びコーポレート・ガバナンス体制の強化を通じ、企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であると期待し、当社の新たな取締役の候補としたものでございます。
3. 田中邦裕氏及び嶋聡氏は社外取締役候補者であります。
4. 田中邦裕氏及び嶋聡氏は、現在当社の社外取締役であり、それぞれの在任期間は、本総会



- 終結の時をもって田中邦裕氏が5年、嶋聡氏が3年であります。
5. 各社外取締役候補者の選任理由は次のとおりであります。
    - ①社外取締役候補者田中邦裕氏は、長年にわたりさくらインターネット株式会社の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス体制の強化に寄与していただくことを期待しております。
    - ②社外取締役候補者嶋聡氏は、衆議院議員としての豊富な経験を有しているほか、その経歴から企業創業者に近い立場で新規ビジネスをはじめとする成長企業における各事業活動に関する幅広い見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化に寄与していただくことを期待しております。
  6. 当社は田中邦裕氏及び嶋聡氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
  7. 当社は、当社取締役及び監査役的全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約ではその被保険者が業務の遂行に起因して損害賠償請求をなされた場合に被保険者個人が被る損害及び当社に生じる一定の費用等を填補するもので、その保険料は全額当社が負担しております。各取締役候補者が取締役を選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
  8. 当社は田中邦裕氏及び嶋聡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

また、第1号議案「定款一部変更の件」、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」及び本議案の効力が生じますと、取締役9名のうち、5名が社外取締役となる予定です。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	とどろき 幸夫 轟 幸夫 (1958年5月5日生)	1981年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 1998年11月 ソフトバンク株式会社（現 ソフトバンクグループ株式会社）入社 1999年4月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社入社 1999年6月 ヤフー株式会社（現 Zホールディングス株式会社）社外監査役 2013年12月 株式会社SBI証券常務取締役 2017年6月 株式会社ジーニー社外監査役 2018年6月 同社社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年10月 当社社外監査役（現任） 2019年10月 株式会社サイバーコンサルタント監査役（現任） 2020年7月 税理士登録 2020年10月 オータ株式会社監査役（現任）	—
2	いし 本 忠 次 石 本 忠 次 (1973年10月9日生)	2002年10月 メンターキャピタル税務事務所（現 メンターキャピタル税理士法人）所長（現任） 株式会社メンターキャピタルFAS代表取締役（現任） 株式会社マナーフォワード監査役 2015年1月 当社監査役（現任） 2015年1月 ユナイテッド株式会社社外取締役（現任） 2016年6月 ビジонаル株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年2月 2021年4月 サンブリッジ株式会社社外監査役（現任）	—

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	たかぎ あきら 高木 明 (1983年10月7日生)	2009年4月	あらた監査法人(現 PwCあらた有限責任監査法人)入所	—
		2014年10月	佐藤総合法律事務所入所	
		2015年1月	当社社外監査役(現任)	
		2017年8月	高木公認会計士事務所所長(現任)	
		2018年7月	株式会社ストラディア 代表取締役(現任)	
		2019年3月	ビットバンク株式会社 社外監査役(現任)	
		2019年11月	株式会社REXEV 社外監査役(現任)	
		2020年3月	エルビクセル株式会社社外監査役(現任)	
		2021年6月	アビックス株式会社社外取締役(現任)	
		2021年8月	プレイライフ株式会社社外監査役(現任)	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 轟幸夫氏、石本忠次氏及び高木明氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 轟幸夫氏、石本忠次氏及び高木明氏は、現在当社の社外監査役であり、それぞれの在任期間は、本総会終結の時をもって轟幸夫氏が2年、石本忠次氏及び高木明氏が6年9か月となります。
4. 監査等委員である各社外取締役候補者の選任理由は次のとおりであります。
- ①監査等委員である社外取締役候補者轟幸夫氏は、上場企業の監査役としての豊富な経験と幅広い見識、並びに税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その知識経験に基づき、客観的な立場から社外取締役として独立した経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待しております。
- ②監査等委員である社外取締役候補者石本忠次氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その知識経験に基づき、客観的な立場から社外取締役として独立した経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待しております。
- ③監査等委員である社外取締役候補者高木明氏は、監査法人での会計監査経験があり、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その知識経験に基づき、客観的な立場から社外取締役として独立した経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待しております。
5. 当社は轟幸夫氏、石本忠次氏及び高木明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は各氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、当社取締役及び監査役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約ではその被保険者が業務の遂行に起因して損害賠償請求をなされた場合に被保険者個人が被る損害及び当社に生じる一定の費用等を填補するもので、その保険料は全額当社が負担しております。各取締役候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は轟幸夫氏、石本忠次氏及び高木明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、各氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

<ご参考>

氏名	取締役会 出席状況	在任 年数	専門性（◎は社外役員に特に期待する分野）					監査等 委員会	
			企業 経営	事業 戦略	営業/ 業界	IT/ 開発	経営企画/ 財務/管理		法務/ リスク管理
田中 俊彦	17/17回 (100%)	14年	●	●	●				
野口 哲也	17/17回 (100%)	14年	●	●	●	●			
溝田 吉倫	17/17回 (100%)	6年		●	●				
文田 康博	—	—	●	●			●	●	
田中 邦裕 <small>社外 独立</small>	17/17回 (100%)	5年	◎	●	●	●			
嶋 聡 <small>社外 独立</small>	17/17回 (100%)	3年	◎	●	●		●	●	
轟 幸夫 <small>社外 独立</small>	17/17回 (100%)	2年			●		◎	◎	●
石本 忠次 <small>社外 独立</small>	17/17回 (100%)	6年			●		◎	●	●
高木 明 <small>社外 独立</small>	17/17回 (100%)	6年			●		◎	●	●

※上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

社外 社外取締役 独立 独立役員

企業経営：企業経営経験の有無や経営戦略に関する専門性

事業戦略：事業戦略やマーケティングに関する専門性

営業/業界：営業戦略及びインターネット広告等の業界に関する専門性

IT/開発：ITにおける技術戦略・研究開発に関する専門性

経営企画/財務/管理：経営企画、M&A及び財務会計、管理会計並びに人材戦略などコーポレート業務に関する専門性

法務/リスク管理：法律やコンプライアンスを踏まえたリスクマネジメント及び政治・行政に関する専門性

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
—	ふるかわ しょうへい 古川 昌平 (1980年7月19日生)	2007年12月 2014年4月	弁護士登録（大江橋法律事務所大阪事務所） 消費者庁課徴金制度検討室政策企画専門官	—
		2015年1月 2016年4月	消費者庁制度課・表示対策課政策企画専門 官 大江橋法律事務所（東京事務所）弁護士 (現任)	

- (注) 1. 古川昌平氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 古川昌平氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士として法務関連分野における相当程度の知見を有しており、その知識経験に基づき、客観的な立場から当社取締役の職務執行に対する監査、助言等をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
3. 古川昌平氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、当社取締役及び監査役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約ではその被保険者が業務の遂行に起因して損害賠償請求をなされた場合に被保険者個人が被る損害及び当社に生じる一定の費用等を填補するもので、その保険料は全額当社が負担しております。古川昌平氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、同氏も当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、古川昌平氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社では、取締役の報酬等に関し、2011年6月7日開催の臨時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨、また2017年10月27日開催の定時株主総会において上記とは別枠でストック・オプションとして新株予約権を年額80百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）の範囲で付与する旨のご承認をいただき、今日に至っております。

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額400百万円以内、加えて別枠でストック・オプションとして新株予約権を年額80百万円以内とさせていただきたく存じます（かかる報酬等の額には使用人分給与は含まないものとします）。なお、本議案は、実質的に監査等委員会設置会社への移行前の取締役の報酬等の限度と同一の報酬等の限度をご承認いただくことをお願いするものであることから相当であると判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内とさせていただきます。なお、かかる金額は2015年1月20日開催の当社臨時株主総会においてご承認いただいている監査役の報酬等の限度額と同一であり、本議案は、実質的に監査等委員会設置会社への移行前の監査役の報酬等の限度と同一の報酬等の限度をご承認いただくことをお願いするものであることから相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に係る報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」において、年額400百万円以内として付議しております。また、同議案において、上記に加えて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠とは別枠として、ストック・オプションとして新株予約権を年額80百万円以内（かかる報酬等の額には使用人分給与は含まないものとします。）として付議しております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しを行うこととし、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬と株価との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、以下の概要の譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、新たに譲渡制限付株式を報酬として支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は4名となります。

## 1. 本制度の概要

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本制度により本譲渡制限付株式の割当てのために発行又は処分される当社普通株式の総数は年間100,000株以内、年額300百万円を上限（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）といたします。なお、当該報酬額は、対象取締役に對して、原則として3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する株式数を3事業年度の初年度に一括して割り当てることを想定しており、実質的には年間33,333株（端数切捨て）以内、年額100百万円以内に相当するものと考えております。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合等が行われた場合その他、本制度に基づき発行又は処分される当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。



なお、本制度に基づく対象取締役に対する普通株式の発行又は処分に当たっては、対象取締役は金銭の払込み等を要しないものとし、年額300百万円の上限に達するか否かの判断においては、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定した金額を用います。また、本制度に基づく普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約書（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役、その他当社取締役会で定める地位を退任等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものいたします。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から当該払込期日を含む期の2事業年度後の期に係る定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、対象取締役が、本割当株式の払込期日から当該払込期日を含む期の2事業年度後の期に係る定時株主総会終結の時までに、退任等した場合（死亡により退任等した場合を含みます。）、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、当社の取締役会が必要に応じて合理的に調整するものいたします。なお、譲渡制限を解除すべき時点において、譲渡制限付株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度終了後3ヶ月を超えていなかった場合には、当該事業年度の終了から3ヶ月経過後に解除するものいたします。

#### (3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数

及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。また、譲渡制限を解除すべき時点において、譲渡制限付株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度終了後3ヶ月を超えていなかった場合には、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、当社は、対象取締役が保有する本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

### 2. 本議案の内容が相当である理由

本制度は、対象取締役の報酬と株価との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對する譲渡制限付株式を割り当てるものであります。

当社は2021年4月20日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告20頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本制度を含む内容に改定することを予定しております。

本議案は、当該改定後の方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等の支給のために必要かつ相当であり、また、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定した金額で評価した金額とし、上記1.の年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.46%とその希釈化率は軽微であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

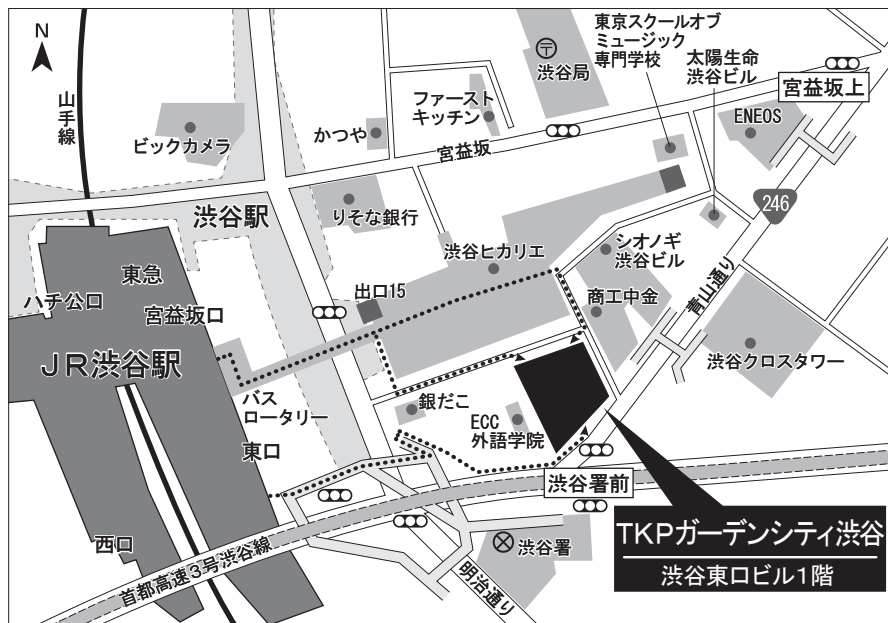
(ご参考)

当社は、本議案が承認可決された場合には、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても上記と概ね同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定です(ただし、譲渡制限付株式の発行又は処分に伴う払込みに関して、当社の取締役を兼務しない執行役員は、当社に対する金銭債権を現物出資財産として当社に給付することにより譲渡制限付株式の発行又は処分を受けるものといたします。)

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都渋谷区渋谷 2丁目22番 3号  
TKPガーデンシティ渋谷  
ホールA（渋谷東口ビル 1階）  
電話番号03-6418-1073



### 【交通】

- JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅  
東口より徒歩3分
- 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅  
15番出口より徒歩2分
- 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅  
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩3分
- 京王井の頭線「渋谷」駅  
中央口より徒歩6分

### 【事業説明会のご案内】

開催時間の短縮のため、定時株主総会終了後に例年開催しております、株主総会終了後の「事業説明会」は中止とさせていただきます。

以上